

税制抜本改革に関する経済産業省意見のポイント

○ 所得税法等の一部を改正する法律附則104条(平成21年)において、平成23年度中に法制上の措置を講ずることとされている各項目について、経済産業省意見のポイントは以下のとおり。

I. 消費課税関連等

◆ 中小企業者や流通業者の経営・事務負担に対する十分な配慮

○ 税率引上げが中小企業者等に与える影響の最小化

- 消費税引上げの際には、関係省庁間で連携し政府一体となって、消費税の円滑な転嫁を実現するための取組みを行うべき。
- 税率引上げとあわせ、中小企業者等への影響を最小限に抑えるための措置を講じるべき。

○ インボイス、複数税率は導入すべきではない

- 中小企業者や流通業者の事務負担増加を招くインボイス、複数税率は導入すべきではない。
- 逆進性への対策として、複数税率を導入すべきでなく、社会保障給付を通じた財政支出の枠組みで対応するべき。

◆ 個別間接税の見直し

○ 石油関係諸税の見直し

- 石油消費に対しては、揮発油税等が併課されていることに鑑み、消費税率引上げ時には石油関係諸税を見直すべき。
- 税率引上げとあわせ、ユーザーの負担増に伴う石油精製業や石油流通業への影響を最小限に抑えるための措置を講じるべき。

◆ 輸出免税・還付制度の維持

- 消費地課税主義が国際的な原則となっていることに鑑み、当然、維持されるべき。

○ 事業者免税点制度、簡易課税制度の維持

- 小規模・零細事業者は、事務処理能力に限りがあるため、事務負担の軽減に大きく貢献している本制度は維持すべき。

○ 中小企業者等の事務負担等への配慮

- 納税事務負担の軽減等のため、税率引上げの検討の際、手続きの見直しの検討を行うべき。
- 悪質事業者の租税回避的な行為を防止するために制度変更を行う場合には、真面目な中小企業者等の事務負担が増加することのないよう、しっかりとターゲットを絞った制度変更を行うべき。

○ 自動車取得税の見直し

- 自動車取得税が二重に課税されていることに鑑み、平成24年度税制改正大綱を踏まえ、「廃止、抜本の見直し」を求めた民主党重点要望等に沿って対応を検討すべき。

◆ 印紙税の見直しの検討

- 印紙税は、電子取引が増加する中、同じ経済行為でも「有体物としての文書」の有無により課税が異なるため、消費税率引上げにあたっては、その見直しを検討すべき。

II. 法人課税・地方税制(地方法人課税)関連

<法人課税>

◆ 法人実効税率の国際的水準への引下げ

- 新成長戦略に従い、諸外国と比して高い水準にある法人実効税率の主要国並みの水準への引下げを、引き続き、図るべき。

◆ 中小軽減税率の引下げ

- 地域経済の柱となり雇用の大半を担う中小法人の軽減税率の引下げを、引き続き、図るべき。

<地方税制(地方法人課税)>

◆ 法人所得課税(事業税・地方法人特別税・住民税)の見直し

- 法人所得課税は偏在性が大きい等、地方財源として不適切であり、法人実効税率引下げの一環として、見直すべき。

◆ 償却資産に対する固定資産税の見直し

- 投資に対する課税となり国内投資を抑制し、国際的にも稀であり、さらに偏在性も大きいいため、固定資産税全体のあり方を検討する中で見直すべき。

III. 資産課税関連

◆ 事業承継税制の見直し

- 制度の活用を促進するため、雇用8割確保要件(納税猶予打ち切り基準)を見直すべき。

IV. 自動車関係諸税関連

◆ 車体課税の抜本の見直し

- 平成24年度税制改正大綱を踏まえ、「廃止、抜本の見直し」を求めた民主党重点要望等に沿って対応を検討すべき。

V. 税制グリーン化関連

◆ 地球温暖化対策のための税の実現

- 省エネ・再生エネルギー対策等の抜本的強化による我が国の再生・成長の早期実現のために、平成24年度改正で導入するべき。